

役員報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人 秀和会
規則第 号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人秀和会（以下「法人」という。）の役員（評議員選任・解任委員等含む）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合、又は月額により報酬を支給される役員等（以下「月額報酬役員等」という。）には日額の、報酬を支給しない。

2 前項の報酬の額は、別表1に定める額を支給する。

3 月額報酬役員等が、月の途中で就任又は辞任若しくは死亡した場合はその日を含めた日割り計算をもって支給する。

4 月額報酬役員等の勤務日及び業務内容は、別表2のとおりとする。

(支給日)

第3条 役員等の報酬は、月額により支給される報酬については毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に、日額により支給される報酬については、評議員会及び理事会（以下「役員会」という。）出席の日に支払う。

(費用弁償)

第4条 役員等が、役員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

(規程の改正)

第5条 この規程を改正する場合は、評議員会の承認を得、理事会の決議により理事長が行う。

附 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程による改正後の報酬の額は、平成22年 3月30日から施行する。

この規定による改正後の報酬の額は、令和 3年 6月21日から施行する。

(別表1)

役職名	報酬額	費用弁償
理事長	月額 200,000円	—
理事・監事	日額 10,000円	実費
評議員	日額 10,000円	同上
評議員選任・解任委員	日額 10,000円	同上

(別表2)

月額報酬役員等の勤務日及び業務内容

勤務日	毎週火曜日(午後)、水曜日(午前)及び金曜日(午後)
業務内容	<p>社会福祉法人秀和会定款別表1 理事長専決事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の任免に関する事 2 運用財産(土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く)のうち、金額(取得価格又は時価評価額とを比較していずれか高い方の額)1,000万円未満のもの処分に関する事 3 一件の取引額が1,000万円未満の契約に関する事 4 10万円以上の寄附金品の受入れに関する事 5 100万円以上の予備費の流用に関する事 6 役員及び施設長の旅行命令及び復命に関する事 7 施設長の職務に専念する義務の免除、服務に関する諸願いの許可又は承認に関する事 8 非常勤医師の任免に関する事 9 各種証明書の交付に関する事 10 その他法人の日常業務に関して重要と認められる事項